

意 見 書

何年何月何日

申請者氏名	申請先	都（道府県） 郡（市）（区） 町（村） 選挙管理委員会委員長
	領 事 官	在何日本国大使（在何日本国総領事） （何出張駐在官事務所）
		省公略印

1 申請者の本人確認

本人であることが、 確認された  確認できなかった  
判断の基礎となった申請者の資格又は地位を証明する書類

日本国旅券

その他

2 同居家族等を通じた旅券等の提示についての確認 [左の年月日： 年 月 日]

同居家族等を通じた提示の場合、

① 提示した者が同居家族等であることが、申請者に係る在留届により、

確認された  確認できなかった

② 提示した者が申請者の委任を受けていることが、申出書により、

確認された  確認できなかった

③ 提示した者が委任を受けた本人であることが、日本国旅券により、

確認された  確認できなかった

3 住所以外の送付先についての確認

「住所以外の送付先」欄に記載がある場合、

住所以外の送付先が在留届の「在留地の緊急連絡先」欄に記載されている場所であることが、

確認された  確認できなかった [左の年月日： 年 月 日]

4 令第16条第1項第2号又は第3号に掲げる場合に該当する旨の届出があった場合

(例 領事官の管轄区域内で転居した／婚姻等によって氏名が変更となった旨の届出があった場合)  
当該届出の内容が事実であることが、

確認された  確認できなかった [左の年月日： 年 月 日]

判断の基礎となった文書

- 在留届
- 養子縁組の届出 (戸籍法第66条の届出)
- 養子離縁の届出 (戸籍法第70条の届出)
- 婚姻の届出 (戸籍法第74条の届出)
- 離婚の届出 (戸籍法第76条の届出)
- 生存配偶者の復氏の届出 (戸籍法第95条の届出)
- 入籍の届出 (戸籍法第98条の届出)
- 分籍の届出 (戸籍法第100条の届出)
- 氏名変更の届出 (戸籍法第107条又は第107条の2の届出)
- 転籍の届出 (戸籍法第108条の届出)
- 就籍の届出 (戸籍法第110条の届出)
- その他 ( )

5 その他上記1から4までを確認するに当たって判明した申請者に係る特殊事情

(判明した事項及びその判断の基礎となった文書： )